エコエネルギー導入等補助金申請受付を開始

太陽光発電施設の設置および低公害車購入に対する補助金の申請受付（平成22年度分）を開始します。

要綱および申請様式などが、これまでと異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※高効率給湯器設置に対する補助金は、平成22年度から廃止

▼エコエネ推進室
☎23局7401 FAX23局0180

福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

■高額療養費について

福祉医療費（子ども・障害者・母子家庭等）受給者証を使用して診療を受けた場合は、医療費の自己負担分は本人に代わって田原市が負担していますので、保険者から支給される高額療養費は市が受け取ることになります。その場合、市が保険者から高額療養費を受け取るために被保険者の方の同意が必要となりますので、対象の方には別途お知らせをします。

※被保険者の方が保険者から高額療養費の支給を直接受けた場合は、市へ返還していただくことになります。

◉高額療養費制度とは

1か月の医療費の自己負担額が高額になり、一定の金額（自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額が高額療養費として後日、加入する保険者（健保組合・共済組合など）から支給されます。

■変更手続きについて

福祉医療費（子ども・障害者・母子家庭等・精神・後期高齢者福祉）受給者証をお持ちの方で、次に該当する方は変更の手続きが必要です。

- 氏名変更や転居をした
- 加入している医療保険を変更した
- 身体障害者手帳・療育手帳の級が変更になった
- 勤務先の本社の住所が変更になり、管轄する年金事務所などが変わった
- 勤務先で加入する保険の保険証の記号番号が変更になった

※例＝政府管掌健康保険（オレンジ色）から全国健康保険協会（水色）の保険証になった

- 勤務先で加入する健康保険組合などが解散して、新しい記号番号で保険証が交付された

※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課
☎23局3514 FAX23局0180

下水道接続にご協力を！

下水道を使える区域が次のとおり拡大しました。今回、新たに使えるようになった方や、すでに使える区域でまだ接続をされていない方は、快適な生活環境の実現のため、接続にご協力ください。

また、接続工事は市指定の排水設備指定工事店が行いますので、直接工事店へ申し込んでください。

▼拡大区域＝鎌田地区の一部（公共下水道）、保美・中山地区の一部（公共下水道） ▼供用開始日＝3月31日（水） ▼その他＝対象世帯には通知および回覧でお知らせしていますが、不明な点がありましたらお問い合わせください。

▼下水道課
☎23局3525 FAX22局3184

愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

愛知県後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康保持・増進を目的に、表にある協定保養所を宿泊利用する場合、1人1泊につき1000円（平成23年3月31日までの宿泊分に対し、全保養所合わせて4泊まで）を助成します。

利用する場合は、協定保養所へ直接お申し込みください。お申し込みの際に「愛知県後期高齢者医療制度被保険者」であることを伝えてください。宿泊当日に、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示し、利用カードの交付（押印）を受けると、精算時に通常料金に対し1000円が助成されます。

※詳しくはお問い合わせください。

▼愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
☎（052）955局1205

■協定保養所一覧

所在地	協定保養所名	問い合わせ先
犬山市	レイクサイド入鹿	☎(0568)67局3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	☎(0594)42局3330
東浦町	あいち健康プラザ	☎(0562)82局0235
田原市	シーサイド伊良湖	☎(0531)35局1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎(0533)68局4696
豊田市	豊田市百年草	☎(0565)62局0100